

令和6年度

虐待対応マニュアル



上田市立第五中学校

目 次

1 指針	2 重点取組	3 具体的な取り組み	1
【虐待の態様や影響について】			
1 虐待とは	2 虐待の種類	3 虐待が及ぼす子どもへの影響	2
4 親権者等による体罰について			2
5 学校・教職員等の役割			
(1) 学校・教職員の役割、責務			3
(2) 関係機関の役割			3
【日頃の観察から通告まで】			
1 通告までの流れ 【図1】			4
(1) 発生予防、相談体制の充実、相談窓口の周知			5
(2) 日頃からの観察、虐待を受けている子どもの特徴と早期発見 子どもや保護者、状況を巡る異変や違和感 【表1】			6
身体的虐待と不慮の事故による外傷部位の相違 【図2】			5
(3) スクリーニングの導入 虐待リスクのチェックリスト 【表2】			8
(4) チーム学校としての児童虐待対応の役割 【図3】			9
(5) 管理職の役割 虐待と思われる事案の記録 【様式1】			10
(6) 子どもや保護者から聞き取りをする場合の留意事項			11
(7) 障がいのある子どもについて			12
2 通告の判断にあたって			13
(1) 通告先			13
(2) 通告方法			13
(3) 教育委員会、警察への連絡 通告方法 図4			14
(4) 通告後の対応について 図5			15
(5) 通告後の児童相談所との連携や一時保護等の対応について			16
(6) 施設入所等における転校・進学時の情報の引継ぎ			17
3 要保護児童等への対応			18
(1) 要保護児童対策地域協議会への参画			18
(2) 要保護児童対策地域協議会に登録された児童生徒の情報提供			19
【子ども・保護者との関わり方】			
1. 虐待を受けた子どもへの関わり			20
2. 保護者への対応			
(1) チームとしての対応			21
(2) 保護者からの問い合わせや要求に対して			21
(3) 守秘義務と個人情報の取扱いについて			22

1 指針

上田市立第五中学校では、本校の子どもたちが安心・安全に家庭、学校生活が過ごせるように方向性を示し、虐待の未然防止・早期発見・迅速な対応を目的に虐待対応マニュアルを作成しました。児童虐待の早期発見や未然防止には、子どもに接する機会の多い学校と関係機関等が連携することが重要です。学校と関係機関が児童虐待に対する理解を深め、日頃から密接な連携、情報共有を行いながら、子どもや保護者に接し、早期対応への取組に繋げていきます。以下の内容に留意しながら虐待の早期発見や未然防止の取組を強化していきます。

2 重点取組

学校は、虐待の早期発見に取り組むとともに、虐待対応にあたって、以下の重点事項を意識し役割を果たしていきます。

- ① 子どもと家族全体をみる視点を持ち、早期発見に努めています。
- ② 気になる子どもについては、経過記録を残すとともに組織として対応に努めています。
- ③ 生徒の年齢等を考慮して子どもがSOSを発しやすい環境づくりに努めています。
- ④ 教育委員会、児童相談所、市（こども課）等の関係機関と連携し対応していきます。
- ⑤ 児童虐待等に関する研修会によって認識を深め、家庭内のリスクの発見に努めています。

3 具体的な取組

（1）早期発見へ向けて

虐待に関する知識・理解・意識を深め、子どもへの見守りはもとより、家族全体をみる視点をもちながら、電話連絡・家庭訪問・三者面談等、意識しながら早期発見に努めています。

（2）気になる子どもの記録とチームとしての組織的対応

管理職・教職員はもとより、養護教諭、SC（スクール・カウンセラー）、SSW（スクール・ソーシャル・ワーカー）、心の教室相談員等といった役割の異なる職員を含めてチームとして対応します。また、生徒指導委員会、校内教育支援委員会等を充実させ情報交換や対応策について協議し経過記録を管理していきます。

（3）子どもが相談しやすい環境づくり

虐待問題も含めて、子どもが悩みや不安をいつでも相談できるよう、支持的風土の醸成、定期的なアンケートや教育相談の実施体制を充実するとともに、電話やSNS等を利用した相談活動等、その他啓発活動に努めています。

『毎月18日・19日を児童虐待防止の日』として推奨に努めています。

（4）関係機関との連携の強化等のための体制整備

学校は、教育委員会、児童相談所、市（こども課）等の各関係機関等との連携に努めながら市要保護児童対策地域協議会と連携し、相談体制を整えていくことに努めています。

（5）研修の充実

教職員が、虐待の早期発見・早期対応等、虐待の防止や虐待を受けた生徒の自立の支援等について適切に対応できるようにするために、スクリーニングやリスクアセスメントシートの活用等、実践的な研修の充実を図っています。

【 虐待の態様や影響について 】

1 虐待とは

虐待とは、親または親に代わる保護者・養育者・その他子どもに関わる大人が、子どもに対して 不適切扱い（たまたま起った事故ではなく、暴力・放任・無視など）をして、子どもの健全な 成長や発達を妨げ、心身ともに傷つける行為を言います。虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあり、子どもに対する最も重大な権利侵害です。最悪の場合、子どもを死に至らしめる事例も少なくありません。保護者による虐待は、家庭内におけるしつけとは明確に異なり、懲戒権などの親権によって正当化されるものではありません。虐待は深刻な問題であり学校等は、子どもの安全を守る立場から虐待の態様や影響について理解することに努めます。

2 虐待の種類

虐待の種類は概ね次の4タイプに分類されます。

(多くの事例においては、いくつかのタイプの虐待が複合していることに注意しなければなりません。)

虐待の種類	内 容
身体的虐待	児童生徒の身体に外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。外側からは簡単に見えないような場所に外傷があることもあります。
性的虐待	性的な満足を得るためにわいせつな行為をしたりさせたりすること。直接的な性行為だけでなく、子どもをポルノグラフィーの被写体にすることなども含まれます。
ネグレクト	心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待や性的虐待の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。例えば、重大な病気になっても病院に連れて行かない、下着など長期間ひどく不潔なままにする、子どもを遺棄したり、置き去りにしたりするといった行為を指します。
心理的虐待	子どもの心に長く傷として残るような経験や傷を負わせる言動を行うこと。子どもの存在を否定するような言動が代表的ですが、兄弟姉妹との間に不当なまでの差別的な待遇をする場合もあります。また、配偶者に対する暴力や暴言いわゆるドメスティックバイオレンス（DV）や、その他の家族に対する暴力や暴言を子どもが目撃することは、当該子どもへの心理的虐待に当たります。

※ネグレクトの一種として子供を学校に通学・通園させない、いわゆる教育ネグレクトという形態もあり、そのような場合は子どもの教育を受ける権利を侵害するだけでなく教育上の著しい悪影響を及ぼすものと考えられます。学校・教職員においては、保護者の成育歴、就労や家計の状態、居住状況、ストレスの状態、心身の問題、子どもの障害や疾病等の育児負担の問題、望んだ妊娠であったのかどうかという問題など、多様な要因によって虐待が起きるということを理解しておくことが大事です。

3 虐待が及ぼす子どもへの影響

虐待の影響は、虐待を受けていた期間、その態様、子どもの年齢や性格等により様々ですが、身体的影響、知的発達面への影響、心理的影響について、下の共通した特徴が見られます。

① 身体的影响	外傷のほか、栄養障害や体重増加不良、低身長などがみられます。愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全を呈することもあります。
② 知的発達面への影響	安心できない環境で生活することや、学校への登校もままならない場合があり、そのためもともとの能力に比しても知的発達が十分得られないことがあります。
③ 心理的影响	他人を信頼し愛着関係を形成することが困難となるなど対人関係における問題が生じたり、自己肯定感が持てない状態となったり、攻撃的・衝動的な行動をとったり、多動などの症状が表れたりすることがあります。

4 親権者等による体罰について

令和元年6月に児童虐待防止法等の改正法が成立し、親権者等による体罰禁止が法定化されました（令和2年4月施行）。これを受け、令和2年2月に厚生労働省において、体罰の範囲やその禁止に関する考え方等について解説した「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」を踏まえ、学校は、「体罰」について理解を深めていきます。

親権者等による体罰禁止の法定化について

◆体罰とは

たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為(罰)である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当します。

(体罰の例)

- ・ 言葉で3回注意したけど言ふことを聞かないで、頬を叩いた
- ・ 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- ・ 友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
- ・ 他人のものを取ったので、お尻を叩いた
- ・ 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった
- ・ 掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた

加えて、子どもをけなしたり、辱めたり、笑いものにするような言動は、子どもの心を傷つける行為で子どもの権利を侵害します。

◆体罰等によらない子育てのためにできること

保護者により「しつけ」と称して行われる体罰が、徐々にエスカレートし、深刻な虐待を引き起こす事例が多く見受けられます。そのような体罰等によらない子育てのためには、子どもの気持ちや考えに耳を傾けるなど、子どもとの関わり方や保護者自身の工夫に加え、周囲のサポートが重要となります。地域住民や保育等の子育て支援者、教育現場等で子育て中の保護者に接する者は、保護者だけで悩みや不安を抱え込むことが無いように声かけや支援を行うことで、子どもの権利が守られる体罰のない社会に向け社会全体で取り組んでいくことが必要です。

厚生労働省「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」(令和2年2月)

5 学校・教職員等の役割

(1) 学校・教職員の役割、責務

学校・教職員に求められる主な役割は、児童虐待防止法によって定められています。

- ① 虐待の早期発見に努めること (努力義務) 【第5条第1項】
- ② 虐待を受けたと思われる子どもについて、市（こども未来課）や児童相談所等へ通告すること (義務) 【第6条】
- ③ 虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関への協力をを行うこと (努力義務) 【第5条第2項】
- ④ 虐待防止のための子供等への教育に努めること (努力義務) 【第5条第5項】

【重要1】	児童相談所や市（こども課）から虐待に係る子ども又は保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められた場合、必要な範囲で提供することができるとされています。 (児童虐待防止法第13条の4)
【重要2】	学校等及び教育委員会においては、保護者から情報元（虐待を認知するに至った経緯等）に関する開示の求めがあった場合は、 <u>情報元を保護者に伝えないこと</u> とするとともに、児童相談所等と連携しながら対応する必要があります。 (児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について・平成31年2月28日 初等中等教育局長等通知)
【重要3】	学校が <u>保護者から威圧的な要求や暴力の行使等を受ける可能性がある場合は、即座に教育委員会に連絡すると同時に、教育委員会と連携して速やかに児童相談所、警察等の関係機関、弁護士等の専門家と情報共有し、対応を検討することが重要です。</u>

(2) 関係機関の役割

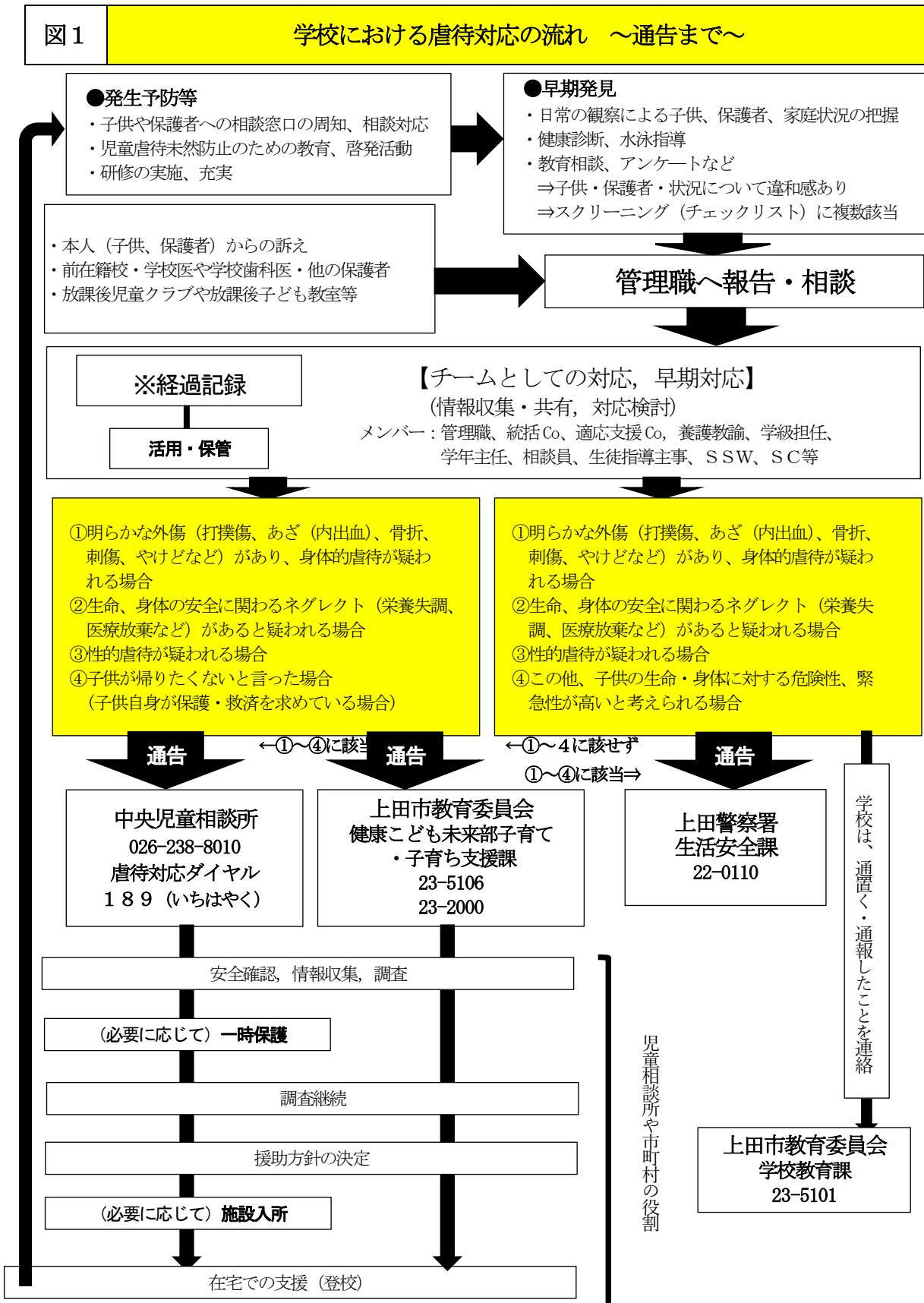
学校は、以下の関係機関の役割を理解し、学校の責務を果たすための効果的な連携が重要です。

●児童相談所	●上田市（健康こども未来部子育て・子育ち支援課）	●上田警察署
児童虐待通告や学校等の関係機関からの情報提供を受け、子どもと家族の状況の把握、対応方針の検討を行った上で、一時保護の実施や保護者への指導、来所によるカウンセリング、家庭訪問による相談助言、里親委託、児童福祉施設への入所措置など必要な支援・援助を行う。	児童虐待通告や学校等の関係機関からの情報提供、また、育児不安に対する相談に応じるとともに、市に設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関として、支援を行っている。子どもの状況把握や支援課題の確認、支援の経過などの進行管理を行い、自ら相談支援を行うことはもとより関係機関がその役割に基づき対応に当たれるよう必要な調整を行う。	110番通報や児童相談所等の関係機関からの情報提供を受け、関係機関と連携しながら子どもの安全確保、保護を行うとともに、事案の危険性・緊急性を踏まえ、事件化すべき事案について厳正な捜査を行う。

【日頃の観察から通告まで】

1 通告までの流れ

事案によって異なりますが、学校・教職員は、虐待を発見した場合、概ね下の図1のような流れで児童相談所や市（こども課）に通告します。



(1) 発生予防、相談体制の充実、相談窓口の周知

学校は、日頃から虐待やいじめなどのあらゆる子どもの悩みや不安を受け止めるために、S C(スクール・カウンセラー)、S SW(スクール・ソーシャル・ワーカー) 等による相談体制の充実に努め、未然防止、早期発見、早期対応に努めていきます。

【相談窓口・連絡先】	
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310 (なやみ言おう)
	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm
厚生労働省 未来へと 命を繋ぐ 「189」(いちはやく)	189 https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000183180_00002.html
厚生労働省「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」	http://sukoyaka21.jp/ainomuchizero
法務省「子どもの人権SOSミニレター」 子どもの人権110番 0120-007-110	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html
長野県子ども支援センター（長野県県民文化部こども・家庭課） こども専用無料電話 0800-800-8035 大人専用 026-225-9330 https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/shido/sodan/sodan.html#gakkoseikatu	
長野県児童虐待・DV 24時間ホットライン 026-219-2413 (24時間いいさ) (長野県県民文化部こども・家庭課)	

上田市相談窓口

相談窓口	問い合わせ申し込み先	内容
妊娠健康相談	健康推進課 0268-23-8244	妊娠さんの相談を助産師・保健師などがお受けしています。
母乳・妊娠婦相談	健康推進課 0268-23-8244	助産師・保健師による個別相談を実施しています。
離乳食と子どもの食事相談	健康推進課 0268-28-7124	管理栄養士による個別相談を実施しています。 毎月第1・3月曜日 9時30分から11時まで(要予約)
歯の相談	健康推進課 0268-23-8244	歯科衛生士による個別相談を実施しています。 毎月第1月曜日 9時30分から11時まで
子どもの育ちに関する相談	健康推進課 0268-23-8244	心理発達相談員による子どもの発達、育児についての個別相談、言語聴覚士による子どものことばについての個別相談、作業療法士による発達を促す運動・遊ばせ方についての個別相談を実施しています。相談は予約制になります。 詳しくはお問い合わせください。
子育て支援センター	各子育て支援センター	子育て支援センターでは、育児のことを気軽に相談したい、友だちと遊ばせたい、親同士の連携や情報交換の場がほしい、そして、子育てを楽しみたいと考えている方など、子育てのお手伝いを行っています。
発達相談 (発達相談センター)	子育て・子育ち支援課 0268-24-7801 (相談専用電話)	臨床発達心理士・保健師・作業療法士・言語聴覚士による個別相談 毎週月曜日から金曜日(祝日は除く) 9時から16時まで(要予約)
ひとり親相談	子育て・子育ち支援課 0268-23-2000 (相談専用電話)	母子父子自立支援員によるひとり親相談 毎週月曜日から金曜日(祝日は除く) 9時から16時まで

女性相談員による女性相談	市民プラザ・ゆう 0268-27-2988	毎週火曜日 11 時から 18 時 毎週木曜日 10 時から 17 時 毎月第 2 第 4 土曜日 10 時から 17 時 (要予約)
女性弁護士による法律相談	市民プラザ・ゆう 0268-27-2988	原則として毎月第 4 木曜日 10 時から 12 時まで (1 人 30 分以内、予約制)
<u>心配ごと相談</u> <外部リンク>	<u>上田市社会福祉協議会</u> <外部リンク> 0268-27-8080	毎週月曜日から金曜日 (祝日は除く) 9 時から 16 時まで
<u>家庭児童相談</u>	子育て・子育ち支援課 0268-23-2000 (相談専用電話)	家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図るため、子どもの問題で困ったり、悩んでいる方に対し、相談に応じ必要な助言を行います。 毎週月曜日から金曜日 (祝日は除く) 9 時から 16 時まで
児童相談	<u>上田市社会福祉協議会</u> <外部リンク> 0268-22-3082	毎週土曜日 13 時 30 分から 15 時 30 分まで
教育相談、児童生徒支援	教育相談所 0268-27-0241	上田市教育委員会では教育相談・児童生徒支援を行っています。 毎週月曜日から金曜日 (祝日は除く) 9 時から 16 時まで
<u>子どもの人権</u> <外部リンク>	0120-007-110 (全国共通フリーダイヤル・無料)	平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
<u>児童虐待・DV24時間ホットライン (長野県)</u> <外部リンク>	0263-91-2410	24 時間
女性の再就職支援	・ <u>ハローワーク上田</u> <外部リンク> ・ <u>母子家庭の就業支援</u>	それぞれの窓口にて相談をお受けしています。

(2) 日頃からの観察、虐待を受けている子どもの特徴と早期発見

養護教諭をはじめとする教職員は、児童生徒の健康状態を日常的に観察するとともに、心身の状況を把握することにより、健康上の問題があるときは児童生徒に必要な指導を行います。また、必要に応じて保護者に助言していきます（学校保健安全法第9条）。虐待を早期に発見する観点として、虐待はどこにでも起こり得るという認識に立ち、次の表1のような子どもや保護者、状況をめぐる「何か変だ」という異変や違和感を見逃さないことに留意していきます。

【表1】

<u>子どもについての異変・違和感</u>	①表情が乏しい ②触られること・近づかれることをひどく嫌がる ③乱暴な言葉遣い ④極端に無口 ⑤大人への反抗的な態度 ⑥顔色を窺う態度 ⑦落ち着かない態度 ⑧教室からの立ち歩き ⑨家に帰りたがらない ⑩性的に逸脱した言動 ⑪集中困難な様子 ⑫持続的な疲労感・無気力 ⑬異常な食行動、衣服が汚れている ⑭過度なスキンシップを求めるなど
<u>保護者についての異変・違和感</u>	①感情や態度が変化しやすい ②イライラしている ③余裕がないように見える ④表情が硬い ⑤話しかけても乗ってこない ⑥子供への近づき方・距離感が不自然 ⑦人前で子供を厳しく叱る・叩く ⑧連絡が取りにくく ⑨家庭訪問・懇談などのキャンセルが多い ⑩行事に参加しない ⑪家の様子が見えないなど

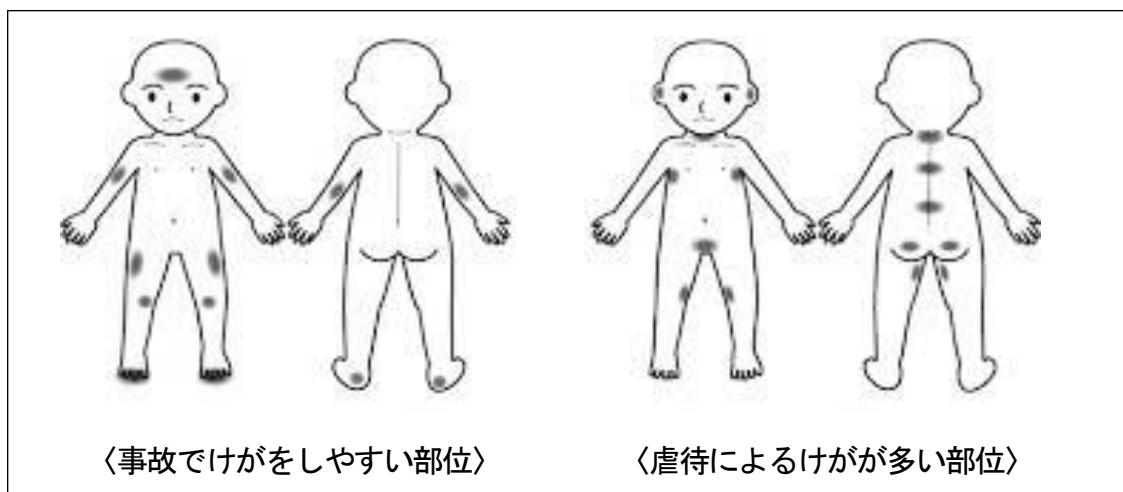
状況についての異変・違和感	①説明できない不自然なケガ・繰り返すケガ ②体育や身体計測のときによく欠席する ③低身長や低体重、体重減少 ④親子でいるときには親を窺う態度や表情が乏しいが親がいなくなると急に表情が晴れやかになる ⑤子供が具合が悪くなったなどで保護者に連絡しても緊急性を感じていない様子 ⑥その家庭に対する近隣からの苦情や悪い噂が多いなど
---------------	--

このほか、学校は、毎年、児童生徒の健康診断（学校保健安全法第13、14条）においての各種検査や水泳指導において、身体的虐待やネグレクトを早期に発見しやすい機会であることに留意し、支援が必要と思われる子どもを把握した場合は市（健康こども未来部子育て・子育ち支援課）への情報を提供します。

（表2「虐待リスクのチェックリスト」を活用）

図2のように、事故による外傷と異なり、外傷（打撲傷、あざ・内出血、骨折、刺傷、やけどなど様々）が臀部やふともも内側など脂肪組織が豊富で柔らかいところ、首やわきの下などの引っ込んでいるところ、外からわかりにくいところにある場合は、虐待が疑われますので留意して対応に努めます。

【図2】身体的虐待と不慮の事故による外傷部位の相違



さらに、SCやSSW等による教育相談や、定期的に行われるアンケートなどで、子どもから何らかの訴えがある場合もあることから、日常的な観察や健康診断、家庭訪問などを通じて虐待の兆候等を把握する上で、「虐待リスクのチェックリスト」（※次ページの表2）等を活用し、学校医や学校歯科医と連携に努めています。

（3）スクリーニングの導入

学校では、「スクリーニング」という手法を導入し、「気になる子」の早期発見・早期対応に繋げていきます。「スクリーニング」は、「気になる子」を客観的な基準をもとに点数化し、チーム（学年ごとなど複数の教職員）で共有し、ケース会議（スクリーニング会議）を開催していきます。

そのなかで、「学校での支援」「関係機関による支援」などを明確にし、適切な対応に繋げていきます。さらに協議が必要な児童生徒については、管理職、統括Co、適応支援Co、SSW、養護教諭、担任などの複数の教職員による校内チーム会議を開催し、支援の方向性を共通の認識で理解し、チーム学校として組織的に対応し、一人ひとりへの適切な対応を関係機関と連携しながら「気になる子」への支援を目指します。

詳細は、https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302910.htm

表
2

○虐待リスクのチェックリスト

虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等（「要支援児童等」）の様子や状況例【乳幼児期】

○このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまで目安の一としてご利用ください。

○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。

○支援の必要性や心配なことがある場合には、子どもの居住地である市町村に連絡をしてください。

		□欄	様子や状況例
子どもの様子	健康状態		不定愁訴、反復する腹痛、便通などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠がある。
	精神的に不安定		警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。 過度に緊張し、担任教諭、保育士等と視線が合わせられない。 大人の顔色を伺ったり、接触を避けようしたりする。
	無関心、無反応		表情が乏しく、受け答えが少ない。 ボーっとしている、急に気力がなくなる。
	攻撃性が弱い、		落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。 他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。
	孤立		友達と一緒に遊べなかつたり、孤立しがちである。
	気になる行動		担任教諭、保育士等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。 不自然に子どもが保護者と密着している。 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。
	保護者への態度		保護者の顔色を窺う、意図を察知した行動をする。 保護者といふとおどおどし、落ち着きがない。 保護者がいる必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。
	身なりや衛生状態		からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。 季節にそぐわない服装をしている。 衣服が破れたり、汚れている。 虫歯の治療が行われていない。
	食事の状況		食べ物への執着が強く、過度に食べる。 極端な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をねだることがよくある。
	登園状況等		理由がはつきりしない欠席・遅刻・早退が多い。 連絡がない・欠席を繰り返す。
保護者の様子	子どもへの関わり・対応		理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。 子どもの発達等に無関心であつたり、育児について拒否的な発言がある。 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしまつたりする。
	きょうだいとの差別		きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。 きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる。
	心身の状態 (健康状態)		精神科への受診歴、相談歴がある。（精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない） アルコール依存（過去も含む）や薬物の使用歴がある。 子育てに関する強い不安がある。 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。
	気になる行動		些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。 他児の保護者との対立が頻回にある。
	幼稚園、保育所等との関わり		長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしない。 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。 行事への不参加、連絡をとることが困難である。
	家族・家庭の状況		夫婦間の口論、言い争いがある。 絶え間なくけんかがあつたり、家族（同居者間の暴力）不和がある。
	住居の状態		家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。 理由のわからない頻繁な転居がある。
	サポート等の状況		近隣との付き合いを拒否する。 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。
【その他 気になること、心配なこと】			
※参考事項	経済的な困窮		保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。
	生育上の問題		未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の遅れ（やせ、低身長、歩行や言葉の遅れ等）が見られる。
	複雑な家族構成		親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況（結婚、離婚を繰り返す等）
	きょうだいが著しく多い		養育の見通しもないままの無計画な出産による多子
	保護者の生育歴		被虐待歴、愛されなかつた思い等、何らかの心的外傷を抱えている。
	養育技術の不足		知識不足、家事・育児能力の不足
	養育に協力する人の不在		親族や友人などの養育支援者が近くにいない。
	妊娠、出産		予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産
	若年の妊娠、出産		10代の妊娠、親としての心構えが整う前の出産

※不適切な養育状況以外の理由によっても起こる可能性の高い事項のため、注意深く様子を見守り、把握された状況をご相談ください。

(4) チーム学校としての児童虐待対応の役割

教職員は虐待と疑われる事案を発見・見聞きした場合は一人で抱え込まず、直ちに校長等管理職に相談・報告し、下の図3のように、組織的な対応につなげていくことに努めていきます。



(5) 管理職の役割

教職員は、虐待を疑う情報が寄せられた場合は、必ず校長又は教頭へ報告します。校長・教頭は、専門的な判断や対応が必要な場合、又は、疑わしい場合には通告の義務があることを認識し、以下の点に留意しながら対応に努めていきます。

①管理職の対応

通告先としての児童相談所、市（健康こども未来部子育て・子育ち支援課）のほか、当事者の保護者への対応に関しては、管理職が前面に立つなど関係教職員によるチームとしての対応に努めています。初期段階から校長・教頭を中心に組織として対応していきます。個々の教職員から虐待が疑われる事案についての報告を受け、速やかに統括CO、適応支援CO、学年主任や養護教諭、SCやSSWなど関係職員を集め、それぞれがもつ情報を収集し事実関係を整理し、必要に応じて学校医や学校歯科医に助言や協力を求めていきます。

②早期対応

「疑い」の段階から早期対応が重要ですので、次の場合には児童相談所等に速やかに通告します。

- ア 明らかな外傷（打撲傷、あざ・内出血、骨折、刺傷、やけどなど様々）があり、身体的虐待が疑われる場合
- イ 生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合
- ウ 性的虐待が疑われる場合
- エ 本人が帰りたくないと言った場合

（子ども自身が保護・救済を求めている場合はすぐに一時保護する必要性が高いと考えられます。）

学校による情報収集には限界があり、虐待の確証を探しきることまでは求められません。迷いや疑義がある場合は市（健康こども未来部子育て・子育ち支援課）に通告・相談するなど迅速な早期対応を心がけていきます。

③具体的記録

- ・外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）がある場合、養護教諭などが確認し、スケッチやメモで傷の状況を詳細に記録する。
- ・虐待と疑われる事実関係は、時系列に本人の発言内容も含めて具体的に記録する。
（その際、事実と推測を混同せずに記載することが重要）

※当該記録について、保護者が本人（子ども）に代わって個人情報保護条例等に基づく開示請求をしましたとしても、開示することにより、子ども（本人）の生命又は身体に支障が生ずるおそれ、あるいは、子ども（本人）の権利利益を侵害するおそれがないかどうか等を、個人情報の保護に関する法令に照らして検討し、該当する場合には所定の手続に則って不開示する決定を教育委員会等と協議・検討しています。

※記録に当たっては次の様式1も活用する。

虐待と思われる事案の記録

立

学校

記録日	令和 年 月 日			
子供	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	平成 年 月 日 歳 男・女		
	住所			
	就学状況	立 学校 年 組 (出席状況) 良好 ・ 欠席がち ・ 不登校状態 具体的に→		
	学校での様子			
	特記事項	・障害の有無(種類・程度・診断名等)、転校歴、これまでの支援状況等		
保護者	ふりがな		ふりがな	
	氏名		氏名	
	職業		職業	
	続柄		続柄	
	年齢		年齢	
	電話		電話	
	住所			
虐待と思われる内容	<ul style="list-style-type: none"> ・誰から、いつから、頻度、どのような ・外傷等の状況 ※必要に応じて外傷についてのスケッチを記載 ・本人の説明 			
家庭の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・きょうだいの状況(学校、学年組、年齢等) ・同居家族の状況 			
通告先(児童相談所か市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ・通告日、通告先、担当者 ・指示助言内容など 			
他の通報先(警察、教育委員会等)	<ul style="list-style-type: none"> ・通報日、通告先、担当者 ・指示助言内容など 			
<p>※幼稚園は本様式を適宜修正してお使いください。 ※必要に応じて自由様式で情報を追記するなどして適宜活用してください。 ※本様式をもって児童相談所や市町村への通告、教育委員会や警察への連絡に活用することも考えられます。</p>				

(6) 子どもや保護者から聞き取りをする場合の留意事項

虐待が疑われる場合は、通告するかどうかの判断、子どもや保護者からの聞き取りを行うかの判断やその方法などについて校長・教頭を中心にチームで協議して迅速に対応していきます。

保護者の説明が実態と矛盾する、二転三転する、子どもの説明と異なる、など、虐待が疑われる場合は、躊躇せず通告していきます。

①聞き取り方法

外傷（打撲傷、あざ・内出血、骨折、刺傷、やけどなど）がある場合は、担任や養護教諭と連携しながら子どもから聞き取りを行っていきます。その際は誘導にならないよう、「どんなふうに、けがをしたの？」などのオープンクエスチョン形式や発達段階に合わせ、子どもの言語能力への配慮が必要な場合は絵を描きながら話を進めるなどの配慮をしていきます。

※オープンクエスチョン形式とは、「はい、いいえ」「A・B」などに限定せず、聞き取りの相手が自由に答えることができる質問を言います。具体的には、「5W1H」=「when(いつ)where(どこで) who(誰)what(何)why(なぜ)how(どうやって)」の6つの疑問符を使った質問を中心に聞き取りを行います。

②聞き取りにおける子どもの心理

以下の子どもの言葉・心理に留意しながら対応していきます。

- ・子どもは自分の置かれている状況が客観視できず「虐待されている」とは認識していないこと
- ・虐待を受ける危険性がある状況では「虐待されている」とは言い出せないこと
- ・自分から保護者を悪く言うことができないでいること
- ・保護者から見捨てられる不安をもっていること

③障害のある子どもへの対応

知的障害や発達障害のある子どもについては、自分がされていることが虐待と認識できない場合があるため、子どもの障害の状態及び発達の段階や特性等を考慮し、丁寧かつ積極的に聞き取りを行っていきます。その際に、聞き出した発言やその際の表情・態度をそのまま記録し、その後の専門機関との連携を円滑にするように心がけていきます。

④専門機関との連携

虐待に関する本人からの詳しい聞き取りは児童相談所職員や市（こども未来課）職員などの専門の部署が対応する方が望ましいため、教職員はあまり踏み込んだ聴取や度重なる質問はしないように心がけ、関係機関との連携を密にしていきます。

⑤保護者への対応

児童生徒の負った外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）の原因が不明確なため保護者に確認する場合は、次のことに留意します。

- ・「お子さんは〇〇〇と言っていました」と保護者に伝えることは避けていきます。
- ・虐待の疑いに気付いても、保護者を責めるような発言は控えます。

※保護者自身も子育て上の悩み等で追い詰められていたり、責めるような発言によって、子どもにさらなる危害が加えられる恐れもあるからです。

(7) 障がいのある子どもについて

障がいのある子どもの状態、発達段階や特性は一人一人異なりますので、本人の実態に応じた適切な対応をしていきます。市こども課と連携して、子どもの実態を把握し、保護者の心理的状況や障害に対する理解や受け止め、次のことを意識しながら支援を行っていきます。

- ①保護者の気持ちに寄り添う
- ②具体的な対応方法を保護者と一緒に考える

※子どもが衝動的な行動を起こしやすい、予定が変わるとパニックを起こす、コミュニケーションが取れない等の状況に対して、なぜ、子どもがそのような行動をするのかといった理由や背景を理解し、どのように対応するとよいのか、必要に応じて関係機関とも連携し、保護者と一緒に考えていきます。

- ③チーム学校として、医療、福祉などの相談支援ネットワークづくりを意識する。

2 通告の判断に当たって

虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、通告義務が生じることを念頭に対応し、速やかに、市（こども課）や児童相談所等に通告します。

【通告を判断するに当たってのポイント】

- ①確証がなくても通告すること（誤りであったとしても責任は問われない）
- ②虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること
- ③保護者との関係よりも子どもの安全を優先すること

※尚、児童虐待防止法の趣旨に基づく通告であれば、それが結果として誤りであったとしても、刑事上、民事上の責任を問わることは基本的には想定されません。また、同法第6条第3項の規定により、法令上の守秘義務違反に問われることもありません。さらに、通告を受けた市町村（虐待対応担当課）や児童相談所は、通告者に関する情報について保護者を含めて対外的に明かすことはありません（児童虐待防止法第7条）。

虐待の多くは、教職員や保育士によって子どもの外傷や雰囲気、様子から発見されます。しかし、保護者は「叱った」「しつけだ」など、教職員等も虐待する現場を直接見ることはないため、伝聞・推測情報が中心になります。そのため、「どこからが虐待か」「保護者との関係がこじれる」等の迷いやためらいが生じることが予測されますが、子どもの安全確保を最優先に、重大な事態に至ってしまうことがないように、次のことに十分留意していきます。

- ・虐待の有無を判断するのは児童相談所等であること
- ・学校は虐待の確証がないことや保護者との関係悪化等を懸念して通告をためらうことしない。
- ・子どもの安全を最優先とし、早期対応の観点から市（こども未来課）や児童相談所に通告することを最優先とします。
- ・学校として、通告せずに当分の間、児童生徒や保護者の様子を観察していくこととした場合でも、「どのように子どもの様子を観察するか」教職員間の役割や見通しなどをチームで共有していきます。

(1) 通告先

学校として以下の①～④に該当するような重篤と思われる場合は児童相談所に通告を行います。

【児童相談所に通告する場合】

- ①明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど）があり身体的虐待が疑われる場合
- ②生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合
- ③性的虐待が疑われる場合
- ④子どもが帰りたくないと言った場合
(子ども自身が保護・救済を求めている場合)

- ・上記①～④以外の場合、通告の判断に迷った場合、どこに通告したらよいか迷う場合、緊急でない場合は、市（こども課）に通告又は連絡・相談します。
- ・市（こども課）の担当が不在の場合や夜間休日に通告する場合には、子どもの安全のために速やかに対応するという観点から、児童相談所に連絡します。
- ・要保護児童対策地域協議会の進行管理台帳に登録されている児童生徒については、その担当の機関に連絡します。

(2) 通告方法（P17 の図4を参照）

通告する際は、先に口頭（電話）で行ない、以下のような情報を伝えていきます。様式1（P12）などを用いて通告し、学校として通告先（対応者含む）や伝達した内容、通告先から言われたことなどを記録し、その後の児童相談所や市（こども未来課）等による安全確認等の際、円滑に協力するよう心がけていきます。

(3) 教育委員会、警察への連絡

児童相談所や市（こども未来課）に通告するほか、以下の場合には警察に通報します。（P17 参照）

【警察に通報する場合】

- ①明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど）があり身体的虐待が疑われる場合
- ②生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合
- ③性的虐待が疑われる場合
- ④その他、子どもの生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる場合

※ 警察への通報に際しては、事案の概要のほか、子どもの生命・身体の安全に対する危険性、緊急性の状況、児童相談所等への通告の有無及び対応状況を明確に伝えるようにしてください。※様式1（P12）を活用。

【性的虐待について】

《虐待の態様や影響について理解しましょう！》2. 虐待の種類》で示した4つの虐待の種類のうち、性的虐待は、他の虐待と比べてより問題が複雑であり、事実確認が難しく専門的な対応が必要ですが、養護教諭をはじめとする教職員にあっては、予め以下のような性的虐待の特徴を踏まえるとともに、対応の特殊性について理解を深めておくことが大切です。

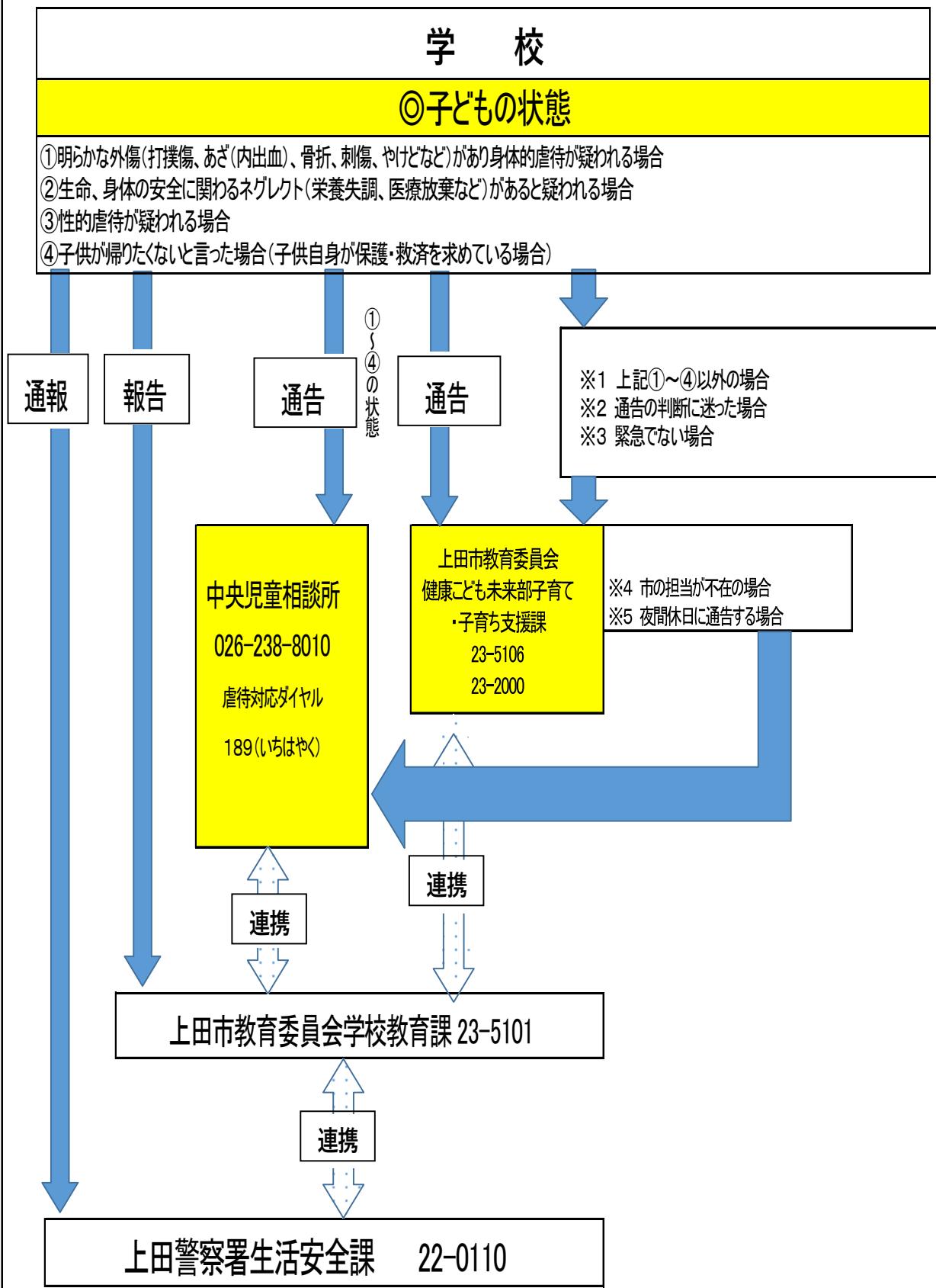
《性的虐待への対応》

性的虐待が疑われる場合や周囲から何らかの情報がもたらされた場合は、直ちに校長・教頭と共有し、学校として積極的な情報の収集や確認を行うよりも前に、早急に児童相談所に通告することが重要です。また、児童相談所に対して児童生徒への対応の留意点等を確認していきます。障害や発達の特性のある児童生徒については、当事者が性的虐待と認識できなかったり、言語能力に課題があり周囲に伝えることが困難であったりすることなどから、把握が難しいと考えられます。速やかに関係する専門機関と連携を取り合い協議していきます。

（詳しくは、文部科学省「養護教諭のための児童虐待対応の手引」（平成19年10月）等を参照して下さい。）

4

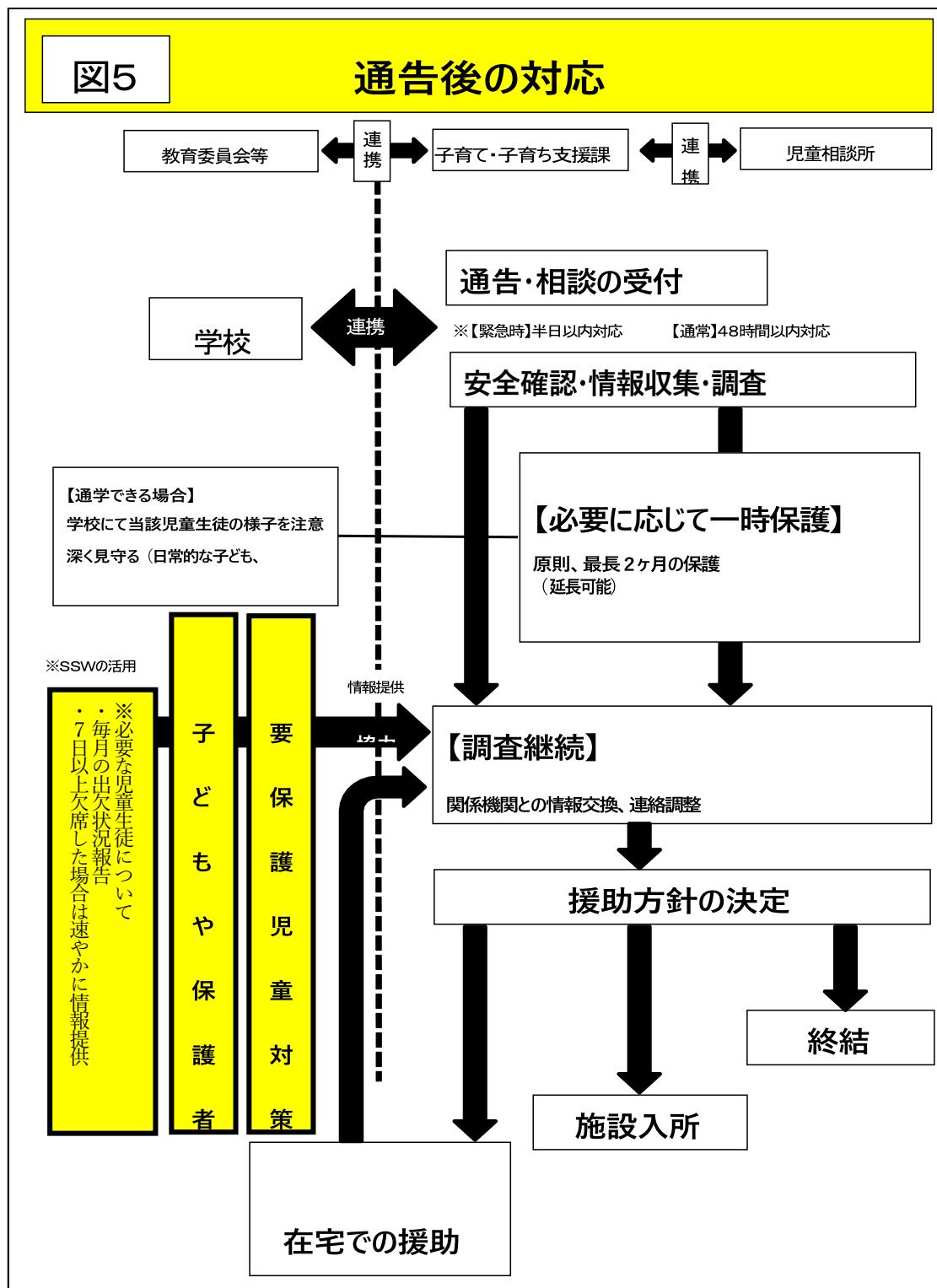
※通告方法



(4) 通告後の対応について

通告後、児童相談所や市（こども未来課）が援助方針を立てますので、学校は、各関係機関と連携し、指導助言を仰ぎながら、協力して対応していきます。（学校への個別の協力要請等）通常流れ - 対応は、概ね図5のようになります

告後の



(5) 通告後の児童相談所との連携や一時保護等の対応について

① 児童相談所等の「安全確認」や「情報収集」時の協力

通告を受けて、児童相談所が子どもの安全確認を行う際、学校での子どもの様子などを確認する場合があります。学校は児童相談所等の専門職員からの聞き取りに対し、できるだけ詳しく状況を伝えるなど、学校は、児童相談所等と連携・協力していきます。

② 「一時保護」時の対応

安全確認の結果、児童相談所が子どもの安全を確保する必要があると判断した場合等、当該児童生徒は一時保護所などに一時的に保護されます。子どもの安全確保のため、児童相談所の職権により保護者の意思に反して行われることもありますので、学校は、児童相談所等と連携・協力して対応に努めています。

③ 学校に通学できない場合

子どもの安全を確保するため、児童生徒を学校に通学させずに児童相談所の一時保護所等で保護することがあります。保護期間中の学習機会の充実のため、児童相談所・一時保護所等と教委員会と連携しながら必要な対応を行っていきます。尚、一時保護所等での相談・指導を受けながら学習するなど一定の要件を満たす場合に相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱います。

④ 一時保護所から通学する場合

保護者が子どもを連れ戻す恐れがないなど一定の安全が確保され、一時保護所から児童生徒が学校に通学する場合、子どもたちの不安を払拭するため、適切な声かけ等を行い、気になることがある場合、児童相談所や市（子ども未来課）に相談していきます。

⑤ 一時保護解除後の対応

一時保護が解除され、児童生徒が学校に復帰する際は、児童相談所から保護期間中の子どもの状況を十分に聞き、校内チームで情報を共有して共通理解を深めた上で、見通しをもった支援を心がけていきます。また、一時保護解除後も当該児童生徒が普段と変わった様子がないか継続して注意深く見守っていくとともに、気になることがあれば児童相談所や市（子育て・子育ち支援課）に相談していきます。

⑥ 「在宅での支援」時の対応

児童相談所や市（子ども未来課）による安全確認や援助方針の協議の結果、児童相談所による一時保護がなされず、在宅での支援がとられる場合も、学校は当該児童生徒が普段と変わったことがないか、注意深く見守っていくとともに、児童生徒の様子で気になることがあれば児童相談所や市（子ども未来課）に相談していきます。また、子どもへの声かけや子どもから直接SOSを出せるような方法を確認するように配慮していきます。

⑦ 出欠状況の把握、共有

学校等の長期間にわたる欠席が虐待のリスク情報として重要であることを認識し、家庭訪問等を行った際の児童生徒の様子等や本人に会えない場合の情報をチーム学校で多面的に見守りつつ、要保護児童対策地域協議会に参画するなど関係機関と情報共有して必要な支援・対応を行っていきます。

(6) 施設入所等における転校・進学時の情報の引継ぎ

児童相談所が施設入所や里親家庭へ委託する措置を決め、転校する場合は、教育委員会と連携しながら転出先の学校と必要な情報共有を行っていきます。

【重要】

転出元・進学元の学校は、指導要録や健康診断票、虐待に係る記録の文書の写しなどを実際に引き継ぐとともに、教育的観点から対面、電話連絡などを通じて新しい学校に必要な情報を適切に伝えていきます。

※ 基本的に保護者の同意を得て、児童養護施設等の入所になりますが、保護者の意に反して施設入所等になる場合、転校の申し出や相談があった場合、里親家庭に委託される場合など、児童相談所等と連携し情報を共有していきます。尚、学校間の文書の提供については、虐待を防止し児童生徒の生命、身体等を守るために、転校先・進学先の学校が必要とする情報であり、各学校に適用される個人情報の保護に関する法令に基づき、本人や保護者の同意を得ずに他の学校に提供できるものと解されます。

3. 要保護児童等への対応

(1) 要保護児童対策地域協議会への参画

学校は、要保護児童対策地域協議会に登録された児童生徒の個別ケース会議の開催や学校での児童生徒の様子等を報告するなど、要保護児童対策地域協議会へ積極的に参画していきます。

※ 要保護児童対策地域協議会とは、要保護児童等（保護者に監護させる上などで支援が必要と考えられる子ども虐待を受けた子どもに限らず、非行児童なども含まれる。）の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携・協力を確保するため、市（子ども未課）に事務局が設置されています。協議会のメンバーは市児童福祉担当部局のほか、児童相談所、福祉事務所、保健所、医療機関、教育委員会、学校、警察、弁護士などで構成され、メンバーには守秘義務が課されています。

(2) 要保護児童対策地域協議会に登録された児童生徒の情報提供

要保護児童対策地域協議会に登録されている児童生徒については、日頃から校長・教頭、担任や養護教諭、SSW（スクール・シャドウ）などと情報を共有しながら、市（子育て・子育ち支援課）や児童相談所の求めに応じ、次の①～③の情報を提供していきます。

① 学校は、要保護児童対策地域協議会や市（子育て・子育ち支援課）や児童相談所等が必要と認める児童生徒については、毎月1回、出欠状況や家庭からの連絡の有無、欠席の理由等について書面にて情報を提供していきます。

② 要保護児童対策地域協議会に登録されている児童生徒が学校を欠席する旨やその理由について、保護者等から説明を受けている場合であっても、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合には、速やかに市（子育て・子育ち支援課）や児童相談所に情報を提供していきます。

※ 但し、定期的な家庭訪問等や関係機関等と連携により状況の把握を行っている場合は除く

③ 上記以外でも、不自然な外傷がある、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象の児童生徒から虐待に関する証言が得られた、帰宅を嫌がるなど、新たな虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、市（子育て・子育ち支援課）等に情報提供又は通告をします。

【子ども・保護者との関わり方】

1. 虐待を受けた子どもへの関わり

虐待を受けた子どもは大人への不信感や恐怖心を抱いていることや自己肯定感が著しく低いことが多く、学校（教職員）は子どもの言動の背景をよく理解した上で、学校で安心して過ごせるよう受容的に接し、不安や緊張を和らげたりするなど、以下のこと留意していきます。

- ①安心感・安全感が感じられる、受容的支持的風土のある学校・
教室づくりに努める。
- ②感情を思い通りに表現することができないことが多いことから、周囲に許容される
方法を身に付けるように支援する。
- ③自分の行為とそれが引き起こした結果との因果関係を認めることができず、結果と
して周囲に責任を転嫁してしまうことなどがあるため、社会的な行動のスキルを
獲得できる ように支援する。
- ④子どもは「自分は価値のない悪い子だ」という自己イメージ、「大人は自分をいじめ
るものだ」という他者イメージができあがっていることが多く、これらの間違った
イメージを取り除いていくため、子どもを認め、励ましていく。

※ 虐待は、子どもに様々な影響を及ぼします。

子どもによっては、家庭で食事が与えられず学校の給食で命をつないでいたり、教職員を愛着の 対象とし
安心して学校生活が送れたことで損なわれた心的発達が回復されたりすることがあります。

他方、虐待の影響による様々な問題を示すことで、教職員から叱られたり、友達から疎まれたりする結果、周囲
への不信をさらに強め、問題を悪化させる不幸なケースもあります。

通告した後、児童相談所や市（こども未来課）その他の関係機関が関与していたとしても、子どもや家庭の状況は
刻々と変化します。このため、一時保護解除後や在宅で支援を受けている場合は、児童生徒に不自然な変化がない
かを注意深く見守っていきます。

2. 保護者への対応

(1) チームとしての対応

通告後、児童相談所や市（こども未来課）の援助方針に基づいて、学校は校長・教頭を中心に担任、養護教諭、校長、生徒指導担当など、チームとして対応していきます。一連の過程の中で、保護者が学校に来校し、教職員に何らかの要求や相談をしてくる場合も、チームで保護者の要求や相談の内容を共有し、児童相談所や市（こども未来課）とも情報を共有していきます。

(2) 保護者からの問い合わせや要求に対して

保護者からの問い合わせ	学校の対応
子どもの一時保護に対して、「学校が言いつけた」「先生を信じていたのに裏切られた」など	「一時保護は児童相談所の判断であり、学校が決定したものではない」など一時保護は専門機関の権限や責任で行われたことを明確に伝える
虐待を認知するに至った経緯や通告元を教えると求められた場合	学校組織全体として保護者に伝えない、児童相談所や市（こども未来課）教育委員会と連携して対応することが重要。
「親権」を理由に保護者が威圧的、拒絶的な態度をとる場合 名誉棄損だと主張してくる場合	<ul style="list-style-type: none">・学校はひるまず子どもの命を守り抜く姿勢で毅とした対応をすることが重要。複数の教職員等で対応する。・速やかに市（子育て・子育ち支援課）・児童相談所・教委等の関係機関へ連絡・報告。・必要に応じて警察への通報。 <p>※ 児童虐待防止法の趣旨に基づく通告は、それが誤りであったとしても、基本的に刑事上、民事上の責任を問われることはないことを踏まえて毅然とした対応をすることが重要。</p>
不満を持った結果、子どもを学校に通学させない	就学義務違反に当たる可能性が高いことから、校長は学校教育法施行令第20条に基づき、教委に通知する。教委に対して出席の督促などを適正に促すよう依頼する。

(3) 守秘義務と個人情報の取扱いについて

①守秘義務

公立学校の教職員は、職務上知り得た秘密については、それが個人的な秘密、公的な秘密を問はず、在職中はもちろん、退職後もこれを漏らしてはならないこととなっております。加えて、令和元年6月に成立した改正児童虐待防止法においても、学校等の職員の守秘義務について明記されていることを踏まえ、学校の教職員における守秘義務の遵守を徹底します。

②開示の求めがあった場合《保護者に伝えない・児童相談所等と連携》

学校は、保護者から虐待を認知するに至った端緒や経緯などの情報に関する開示の求めがあつた場合は、保護者に伝えないこととするとともに、児童相談所・教委等と連携して対応します。

※教職員、教育委員会等は、虐待を受けたと思われる児童生徒について通告したことや児童相談所や市（子育て・子育ち支援課）との連絡内容等を、その保護者に対してであれ漏らしてはいけないととなっているため、保護者に通告の事実を伝達する必要がある場合には、対応について通告先と綿密に協議するようにします。

「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」

（平成31年2月28日 初等中等教育局長等通知）

③個人の記録

なお、学校において作成または取得した虐待に関する個人の記録は、各学校に適用される個人情報の保護に関する法令に基づき適切に取り扱われるため、保護者が本人（子ども）に代わって個人情報保護条例等に基づく開示請求をしてきたとしても、開示することにより子ども（本人）の生命又は身体に支障が生ずるおそれ、子ども（本人）の権利利益を侵害するおそれがないかどうか、学校の業務の遂行上支障がないかどうか等を個人情報の保護に関する法令に照らし検討し、該当する場合には所定の手続に則って不開示とすることについて検討するなど、以下のことに留意しながら配慮し慎重に取り扱います。

○必要に応じて教育委員会を通じて弁護士（スクールロイヤー）等との相談

○虐待に係る通告や相談等を行う場合は、守秘義務違反にあたらないこと。

（児童虐待防止法第6条第3項）

○児童相談所等から情報・資料を求められた場合は、提供することができ、守秘義務違反や個人情

報保護条例等の違反には当たらないと解されること

（児童虐待防止法第13条の4）

○要保護児童対策地域協議会において学校や教育委員会が資料や情報の提供等を行う場合は守秘義務違反にはあたらないと解されること。

（児童福祉法第25条の3）

○通告を受けた児童相談所や市町村の職員は、通告した者を特定させるものを漏らしてはならない（児童虐待防止法第7条）としていることから、学校や教職員が通告者であることは、基本的に保護者には知られないことになっていること。

○推測によって保護者が「学校が言いつけた」などと主張してくる際は、通告の事実を保護者に伝えないようにし、教育委員会や児童相談所、市（子育て・子育ち支援課）と対応すること。



こどもを虐待から守るのに、理由はいらない。

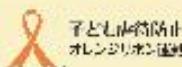
＼情報提供や相談を!!／ いちはやく
まずは連絡 189

匿名可能

通話無料

秘密厳守

「児童相談所 虐待対応ダイヤル」お住まいの地域の児童相談所につながります



しつけ? 体罰?
これってどっち??

[特設サイトでCHECK] →



こども虐待防止

こどもを守る、
社会をめざして。

こどもまんなる
こども家庭庁

みんなで知ろう、児童虐待の現状

児童虐待は社会全体でかかわり、 解決していく問題です。

児童虐待による死亡事例は年間70件を超えてます。

単純計算すると、5日間に1人のこどもが命を落としていることになります。

※こども虐待による死亡事例等の状況結果等について(第19次報告)

◆特設サイトはこちら



児童虐待とは？



身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、
投げ落とす、激しく握りしめる、
やけどを負わせる、
溺れさせるなど



性的虐待

こどものへの性的行為、
性的行為を見せる、
ボルノグラフィの
被写体にするなど



ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、
ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、
重い病気になっても
病院に連れて行かないなど



心理的虐待

言葉による脅し、無視、
きょうだい間での差別的扱い、
こどもの日の前で家族に対して
暴力をふるう(面前DV)など

児童虐待かも…と思ったら、すぐにお電話ください。

～あなたの1本の電話で救われることもがいます～

児童相談所
虐待対応
ダイヤル

匿名可能

通話無料

秘密厳守

い　ち　は　や　く
189

- お住まいの地域の児童相談所につながります。
- 通告・和談は匿名で行うこともできます。
- 通告・和談をした人やその内容に関する秘密は守られます。
- 一部のIP電話からはつながりません。

さらに

子育てや親子関係に悩んだら、ご連絡ください。不安やイライラに、いっしょに向き合います。

こどもも保護者もオンラインで気軽に相談



親子ゆたかゆた
相談LINE



匿名可能

秘密厳守

子育ての悩み、家族のこと、ご相談ください。



い　ち　は　や　く　　お　な　や　み　そ
0120-189-783

匿名可能

通話無料

秘密厳守

秋の
こどもまんなか
月間

こども家庭庁では、「秋のこどもまんなか月間」の取組の一つとして、毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施します。期間中は、児童虐待防止のために、集中的な広報・啓発活動に取組みます。

